

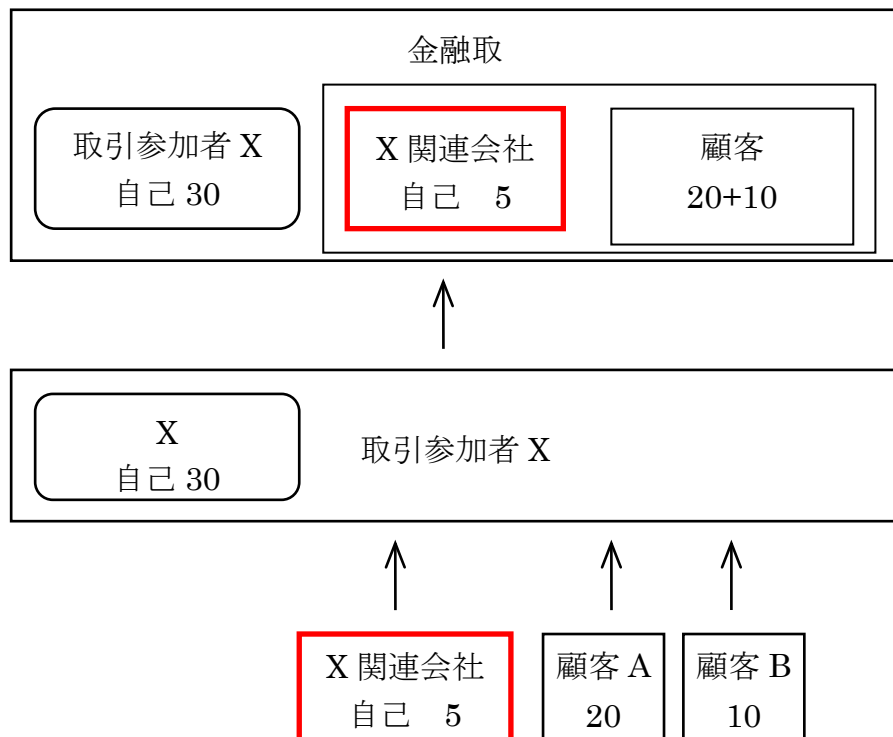
【2】証拠金の分別管理制度

金利先物等取引において適用される証拠金の分別管理制度は以下のとおりです。

1. 証拠金の分別管理制度とは

金融取では、顧客が預託した証拠金を保護するため、1998年12月1日より、証拠金の分別管理制度を導入しています。証拠金の分別管理制度では、取引参加者は、証拠金を取引参加者の自己分と、顧客から預託を受けた受託分とに区分し取引所に預託しなければなりません。金融取では、預託された証拠金を取引参加者の自己分と、受託分に分別して保管します。

■ 分別管理のフロー

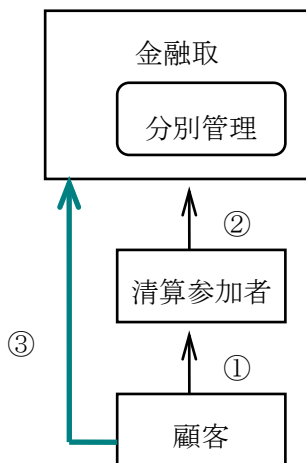


2. 分別管理制度の概要

(1) 直接預託

分別管理制度の導入により、原則として顧客が証拠金を直接取引所に預託することが義務付けられました。これを『直接預託』といいます。直接預託では、顧客は取引参加者に証拠金を差し入れ、取引参加者は顧客の代理人としてその証拠金をそのまま取引所に預託することになります。このように取引所に預託される証拠金を『取引証拠金』といいます。

直接預託(取引参加者が清算参加者の場合)



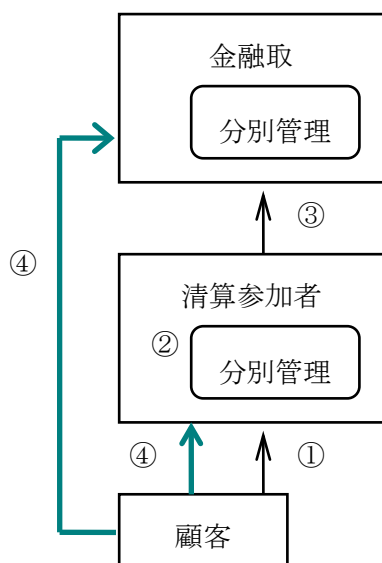
- ① 顧客は清算参加者に証拠金を差し入れます。
- ② 清算参加者は顧客から差し入れられた証拠金をそのまま本取引所に預託します。
- ③ 顧客は、清算参加者が万一破綻した場合には取引所に証拠金の返還などを直接請求できます。

(2) 差換預託

顧客の書面による同意*がある場合には、『差換預託(さしかえよたく)』を行うことができます。この『差換預託』とは、取引参加者が顧客から証拠金を預かり、その代わりに預かった額以上の証拠金を取引参加者の自己の資産から取引所に預託する制度です。この場合、顧客が取引参加者に預託する証拠金を『委託証拠金』、取引参加者が取引所に預託する証拠金を『取引証拠金』といいます。

* 差換預託に同意又は同意しないことは、『口座設定約諾書』に基づく手続きによります。

差換預託(取引参加者が清算参加者の場合)



- ① 顧客は清算参加者に委託証拠金を預託します。
- ② 清算参加者は、顧客から預託された委託証拠金を分別管理します。
- ③ 清算参加者は、顧客の委託証拠金の時価相当額以上の取引証拠金を、自己の資産から取引所に預託します。
- ④ 顧客は、清算参加者が万一破綻した場合には取引所又は当該清算参加者に証拠金の返還等を請求できます。

(3) 取引参加者の関連会社の取扱い

関連会社の自己取引は、金融商品取引法上は受託取引ですが、関連会社以外の顧客資産の保護を図るために、取引参加者の関連会社の自己取引分での証拠金は、それ以外の受託取引の証拠金とは分別して管理します。

[関連会社の定義]

- ・ 取引参加者の議決権の過半数を実質的に所有している会社(親会社)
- ・ 取引参加者が議決権の過半数を実質的に所有している会社(子会社)
- ・ 取引参加者から見て親会社の立場にある会社が、取引参加者以外の子会社を持つ場合の当該子会社(兄弟会社)
- ・ 取引参加者が議決権の20%以上50%以下を実質的に所有し、かつ人事、資金、技術、取引などの関係を通じて、財務、営業の方針に対して重要な影響を与えることができる会社(逆に、取引参加者が議決権の20%以上50%以下を実質的に所有され、重要な影響を受けている会社も含む。)(狭義の関連会社)
- ・ その他、取引参加者は関連会社を定めることができる。(孫会社など)

(4) 顧客の計算上の利益・損失

顧客は、顧客の保有するポジションに計算上の利益が生じた場合においては、①現金による払い出し、②証拠金への充当、が可能です。また逆に、顧客の保有するポジションに計算上の損失が発生した場合には、顧客は取引参加者の請求によりその損失額相当の額を委託証拠金として取引参加者に預託することになります。

3. 分別管理制度の適用範囲

これまで説明した分別管理制度は、顧客が日本国内の金融取引参加者または金融商品取引業者に直接発注するケースに対して適用されます。顧客が海外の先物業者に発注する際には、それぞれの母国市場での法規制に基づく顧客保護制度が適用されることになります。

